

平成 23 年 9 月 6 日

亀岡市議会議長 石野 善司 様

発議者 明田 昭

湊 泰孝

馬場 隆

日高 省子

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び亀岡市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

## 議第 2 号議案

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会委員会条例（昭和 48 年亀岡市条例第 43 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

### 亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例（昭和 48 年亀岡市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項を次のように改める。

委員会は、議員のほか、委員長に届け出た者が傍聴することができる。ただし、委員長は、傍聴人の数その他の必要な制限をすることができる。

同条に次の 1 項を加える。

3 この条例に定めるもののほか、委員会の傍聴に関しては、本会議の例による。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。